

2020年5月7日

追記：2021年2月15日

明治安田損害保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する補償の取扱いについて

【2021年2月13日施行の感染症法の改正に伴う補償の取扱いへの影響】

(今回の追記箇所は太字・アンダーライン付で表記)

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患されたみなさま、および関係者のみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、2020年5月7日付のお知らせ「新型コロナウイルスに関する補償の取扱いについて【改定・追加】」にて、さらなる「お客さま志向」の取組みを推進する観点から、主な商品における補償の取扱いの改定・追加をご案内いたしました。

今般、2021年2月13日施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」といいます。）の改正により、新型コロナウイルス感染症は同法に定める「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」へと位置づけが変更されましたが、補償の取扱いへの影響はありませんのでお知らせいたします。

1. 「特定感染症による保険金支払特約の改定」

- ・ 改定内容：特定感染症による保険金支払特約（注1）を改定し、新型コロナウイルス感染症を補償対象に追加します

（注1）「特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金支払特約」「特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金支払特約」（普通傷害保険、家族傷害保険、傷害総合保険）

- ・ 改定対象：特定感染症による保険金支払特約が付加された2020年2月1日以後有効な契約（注2）

（注2）新型コロナウイルス感染症を追加して補償する追加特約を追加保険料なしで自動セットし、2月1日（新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された日）以降の事故から遡及して補償します。

2. 「臨時施設等や自宅で入院と同等の療養を行なった場合のお取扱い」

- ・ 追加内容：医師の診断・指示に基づき臨時施設等や自宅で入院と同等の療養を行なった場合について、病院等に入院したものとみなして保険金をお支払いいたします

なお、上記のお知らせであわせてご案内しております「保険料のお払込み」および「継続契約のお取扱い」の特別お取扱いは、引き続き実施しております。

記

補償の取扱いについて

新型コロナウイルスによる感染症（肺炎）について、主な商品における補償の取扱いをご案内いたします。

なお、感染症法における「感染症」は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症に分類されており、新型コロナウイルスによる感染症（肺炎）は、2020年1月28日の政府閣議決定により、2020年2月1日付で感染症法に規定する「指定感染症」に指定されました。

今般、2021年2月13日施行の感染症法の改正により、新型コロナウイルス感染症は同法に定める「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」へと位置づけが変更されましたが、補償の取扱いへの影響はありません。

保険の種類	補償内容（特約など）	保険金のお支払	理由等
傷害保険	死亡・後遺障害、入院、通院、手術	対象外です	新型コロナウイルスによる肺炎は傷害には該当しないため、保険金をお支払いできません。
	特定感染症による保険金支払特約	対象となる場合があります	発病日が2020年2月1日（新型コロナウイルス感染症が指定感染症となった日）以降の場合、発病時期や入院開始時期等の支払条件を満たせば保険金のお支払い対象となります（対象となる保険金の種類はご契約により異なります）。
	キャンセル費用補償特約	対象となる場合があります	被保険者等の死亡または入院により予約している特定のサービスの提供を受けられなくなった場合はお支払いの対象となる場合があります。感染を回避するため自主的にキャンセルした場合や、イベント主催者の判断によりキャンセルとなった場合は対象外です。
医療保険	入院、手術、介護特約	対象となる場合があります	新型コロナウイルスによる肺炎は疾病に該当するため、発病時期や入院開始時期等の支払条件を満たせば保険金のお支払い対象となります。
所得補償保険			
団体長期障害所得補償保険			
労災総合保険	法定外補償条項	対象となる場合があります	業務上疾病として政府労災保険等の認定を受け、法定外補償を行う場合は、保険金のお支払い対象となります。

各保険種類共通	臨時施設等や自宅での療養を行なった場合のお取扱い	新型コロナウイルス感染症の影響拡大による病院事情（満床等）により、医師の指示・診断に基づき臨時施設等や自宅で入院と同等の療養を行なった場合には、病院等に入院したものとみなして保険金をお支払いいたします（医師または医療機関の証明が必要です）
---------	--------------------------	---

■ご契約に関するご相談等（※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。）

- ・お客さま相談室

フリーダイヤル 0120-255-400（月曜～金曜 9:00～17:00）

※夜間・土日祝日・年末年始につきましては、受付専用となります

■事故のご連絡（※携帯電話・PHSからもご利用いただけます）

- ・傷害保険（除、一時払退職者傷害保険）

フリーダイヤル 0120-559-336（月曜～金曜 9:00～17:00）

- ・所得補償保険

フリーダイヤル 0120-113-136（月曜～金曜 9:00～17:00）

- ・医療保険

フリーダイヤル 0120-733-367（月曜～金曜 9:00～17:00）

- ・一時払退職者傷害保険

フリーダイヤル 0120-400-811（月曜～金曜 9:00～17:00）

- ・火災保険、新種保険

フリーダイヤル 0120-550-346（月曜～金曜 9:00～17:00）

※なお、夜間・土日祝日・年末年始の受付につきましては、フリーダイヤル 0120-550-346 にて承っております。

以 上